

道東自然系施設ネットワーク 設置要綱

第1条（目的）

道東を拠点として自然をテーマに活動している施設の連携のもと、訪れる人々へ自然に対する理解を深めていただくための事業に取り組み、道東の自然環境の保全を目指すこと。

第2条（名称）

この会の名称は「道東自然系施設ネットワーク」とする。（以下「ネットワーク」という）

第3条（事業）

- 1 各施設の質の向上に関すること
- 2 情報などの共有と発信に関すること
- 3 その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第4条（構成員）

ネットワークは別表にある構成員施設で構成し、各施設には実務担当者を決める。

第5条（役員）

- 1 会の職務を行う代表世話役（1施設）を置く。
- 2 代表世話役の任期は1年とする。就任順については別途定める。

第6条（監事）

- 1 本会の事業や会計を監査する為に監事を2名置く。
- 2 監事は構成施設の実務担当者から互選する。

第7条（アドバイザー）

代表は、必要に応じてアドバイザーを依頼することができる。

第8条（事務局）

- 1 事務局は代表が構成員より任命する。
- 2 事務局の任期は1年とする。
- 3 事務局はネットワーク活動における事務を掌握する。
- 4 事務局はネットワーク活動における会計を掌握する。

第9条（所在地）

ネットワークの主たる事務所は事務局を担当する施設内に置く。

第 10 条（会議）

- 1 総会は年 1 回開催し、代表世話役が召集する。
- 2 代表世話役が必要と認めたとき、臨時に総会を開くことができる。
- 3 総会は参加者をもって成立する。
- 4 出席できない構成員はあらかじめ文書によって、または他の構成員を代理人として委任することにより、出席および表決に代えることができる。
- 5 議長は代表世話役が指名する。
- 6 総会はこの要綱に定めるものの他、代表世話役及び事務局の就任順、活動報告、収支決算および監査報告、活動計画および収支予算、その他この会の運営に関する重要な議決をする。
- 7 総会以外の会議は必要に応じて代表世話役が召集する。

第 11 条（会計）

- 1 収入は、寄付および事業収入とする。
- 2 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 12 条（入会）

代表世話役の承認により入会を認め、総会で報告する。

第 13 条（脱会）

構成員はいつでも脱会することができる。

第 14 条（雑則）

本規約に定めるものの他、ネットワーク運営に必要な事項は代表世話役が定める。

附則

この要綱は平成 17（2005）年 4 月 5 日より施行する。

平成 19（2017）年 11 月 21 日 変更

令和 5（2023）年 3 月 30 日 変更

令和 7（2025）年 11 月 26 日 変更

(別表 1) 構成員施設一覧

- 阿寒国際ツルセンター
- 川湯ビジターセンター
- 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ
- 塘路湖エコミュージアムセンター
- 厚岸水鳥観察館
- 霧多布湿原センター
- 春国岱原生野鳥公園ネイチャーセンター
- 野付半島ネイチャーセンター
- 羅臼ビジターセンター
- 知床自然センター
- 温根内ビジターセンター
- 知床世界遺産センター
- 濤沸湖水鳥・湿地センター
- ネイパル北見
- ノンノの森ネイチャーセンター

(別表 2) 代表世話役および事務局の就任順

年	代表世話役	事務局
2025	野付半島ネイチャーセンター	霧多布湿原センター
2026	霧多布湿原センター	羅臼ビジターセンター
2027	羅臼ビジターセンター	知床自然センター
2028	知床自然センター	濤沸湖水鳥・湿地センター
2029	濤沸湖水鳥・湿地センター	知床世界遺産センター
2030	知床世界遺産センター	川湯ビジターセンター
2031	川湯ビジターセンター	阿寒国際ツルセンター
2032	阿寒国際ツルセンター	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ
2033	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ	温根内ビジターセンター
2034	温根内ビジターセンター	塘路湖エコミュージアムセンター
2035	塘路湖エコミュージアムセンター	厚岸水鳥観察館
2036	厚岸水鳥観察館	ノンノの森ネイチャーセンター
2037	ノンノの森ネイチャーセンター	ネイパル北見
2038	ネイパル北見	春国岱原生野鳥公園ネイチャーセンター
2039	春国岱原生野鳥公園ネイチャーセンター	野付半島ネイチャーセンター
2040	野付半島ネイチャーセンター	霧多布湿原センター

※加盟施設の入退会による就任順の変更については総会で決議する。

代表世話役の主な業務	事務局の主な職務
・ 総会の招集 ・ 新規加盟施設の承認 ・ 道東自然系施設ガイドの「道東自然系施設マップ」とりまとめ、編集	・ 総会議案の作成 ・ 会計（切手の管理）

※ワークショップ、対面総会の会場担当については、代表世話役、事務局施設以外から選任する。